

条 例

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十四号

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 運営に関する基準（第二百七十一条―第二百七十七条）」を

「第四款 運営に関する基準（第二百七十一条―第二百七十七条）」

第十四節 雑則（第二百七十七条の二）に、「第

三款 運営に関する基準（第三百二十三条―第三百三十一条）」を「第三款 運

第六節 雑則

営に関する基準（第三百二十三条―第三百三十一条）」

（第三百三十一条の二）に、「第三款 運営に関

する基準（第三百七十六条―第三百八十四条）」を「第三款 運営に関する基準

第六節 雑則（第三百八十四

（第三百七十六条―第三百八十四条）」

条の二）に、「第三款 運営に関する基準（第四

百三十条―第四百三十八条）」を「第三款 運営に関する基準（第四百三十条―

第六節 雑則（第四百三十八条の二）」

第四百三十八条）」

に、「第四百三十八条の二」を「第四百三十八条の二の二」に、

「第三款 運営に関する基準（第四百三十八条の四十六―第四百三十八条の五十四）」

「第三款 運営に関する基準（第四百三十八条の四十六―第四百三十八条の五

十四）」

第六節 雑則（第四百三十八条の五十五）」

に、「第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第七百二条

第七百四条）」

「第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第七百二

条第七百四条）」

第十四節 雑則（第七百五条）」

条―

に改める。

―

第四条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第十四条中「及び第百六十五条第二項」を削る。

第三十条中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十二条に次の一項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十二条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第三十条の二に規定する基準の例によることとする。

第三十三条を次のように改める。

(衛生管理等)

第三十三条 衛生管理等に係る基準は、省令第三十一条に規定する基準の例によることとする。

第三十四条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十七条の二に規定する基準の例によることとする。

第四十二条の三中「省令第二十五条」との下に、「第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十一条」とを、「省令第三十七条」との下に、「第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十七条の二」とを加える。

第四十七条中「第二十条」を「第二十条第一項」に、「第三十五条」を「第三十条の二中「第三十条の二」とあるのは「第四十三条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第四十三条において準用する省令第三十一条」と、第三十五条」に、「第四十二条第二項第五号」を「第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第四十三条において準用する省令第三十七条の二」と、第四十二条第二項第五号」に改める。

第五十七条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十七条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十七条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるように、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつ

て業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十九条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に、「第三十三条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」を「第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十一条」に改め、「省令第三十七条」との下に「、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十七条の二」とを加える。

第六十三条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改め、「、第三十八条（第五項及び第六項を除く。）、第三十九条」を削り、「第四十一条まで」の下に「（第三十八条第五項及び第六項を除く。）」を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に、「第三十三条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」を「第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第五十八条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第三十一条」に改め、「省令第三十七条」との下に「、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第五十八条において準用する省令第三十七条の二」とを加える。

第六十六条中「及び第九十二条第一項」を削る。
第七十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十九条中「病歴」との下に「、第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第七十四条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第七十四条において準用する省令第三十一条」とを、「省令第三十七条」との下に「、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第七十四条において準用する省令第三十七条の二」とを加える。

第八十五条第五号中「構成される会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第八十七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十九条中「病歴」と」の下に「、第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第八十三条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第八十三条において準用する省令第三十一条」とを、「省令第三十七条」と」の下に「、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第八十三条において準用する省令第三十七条の二」と」を加える。

第九十五条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第九十五条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第九十六条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十八条中「利用者」と」の下に「、第三十二条の二中「第三十条の二」と

あるのは「第九十一条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第九十一条において準用する省令第三十一条」とを、「省令第三十七条」との下に「、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第九十一条において準用する省令第三十七条の二」とを加える。

第二百二条第七項中「第四条」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

第二百五条第四号中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

第一百七条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第一百八条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第一百八条に次の一項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第一百十条に次の一項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第一百十一条を次のように改める。

（衛生管理等）

第一百十一条 衛生管理等に係る基準は、省令第一百四条に規定する基準の例によることとする。

第一百十一条の二中「第一百四条の二」を「第一百四条の三」に改め、同条を第一百十一条の三とし、第一百十一条の次に次の一条を加える。

（地域との連携等）

第一百十一条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。第百十二条第二項第五号中「第百四条の二第二項」を「第百四条の三第二項」に改める。

第百十三条中「第二十八条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「から第三十九条まで」を「、第三十八条、第四十条の二」に、「第三十四条中」を「第二十八条及び第三十四条第一項中」に改め、「通所介護従業者」との下に「、第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第百五条において準用する省令第三十条の二」とを、「省令第三十三条」との下に「、第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第百五条において準用する省令第三十七条の二」とを加える。

第百十五条中「第二十八条、」の下に「第三十二条の二、」を加え、「から第三十九条まで」を「、第三十八条、第四十条の二」に、「第三十四条中」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中」に改め、「省令第三十三条」との下に「、第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第三十七条の二」とを加え、「及び第百八条第三項」を「並びに第百八条第三項及び第四項」に、「第百十一条の二」を「第百十一条中」「第百四条」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第百四条」と、第百十一条の三」に、「第百四条の二」を「第百四条の三」に改める。

第百三十五条中「第二十八条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「第三十九条」を「第四十条の二」に、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に、「第三十四条中」を「第二十八条及び第三十四条第一項中」に改め、「通所介護従業者」との下に「、第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第百九条において準用する省令第三十条の二」とを、「省令第三十三条」との下に「、第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第百九条において準用する省令第三十七条の二」とを、「前項」との下に「、第百十一条中」「第百四条」とあるのは「第百九条において準用する省令第百四条」とを加える。

第百四十三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第百四十四条を次のように改める。

(衛生管理等)

第百四十四条 衛生管理等に係る基準は、省令第百十八条に規定する基準の例によることとする。

第四百四十六条中「第二十八条、」の下に「第三十二条の二、」を加え、「及び第三十四条」を「及び第三十四条第一項」に、「第三十五条中」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第一百九条において準用する省令第三十条の二」と、第三十五条中」に改め、「省令第三十七条」と」の下に「、第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第一百九条において準用する省令第三十七条の二」とを、「第一百八条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第六百六十四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百六十九条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「（第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第四百十条において準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中」に改め、「省令第三十七条」と」の下に「、第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第四百十条において準用する省令第三十七条の二」とを、「第一百八条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「読み替える」を「、第一百一十一条中「第四百四条」とあるのは「第四百十条において準用する省令第四百四条」と読み替える」に改める。

第六百七十九条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百八十二条の三中「、第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第四百一条まで」の下に「（第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第四百十条の十五において準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中」に、「第一百八条第三項」を「第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第四百十条の十五において準用する省令第三十七条の二」と、第一百八条第三項及び第四項」に、「、第四百九条」を「、第一百一十一条中「第四百四条」とあるのは「第四百十条の十五において準用する省令第四百四条」と、第四百九条」に改め、「第一百五十六条第一項」の下に「及び第六百六十三条」を加え、「、第六百六十三条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と」を削る。

第四百八十九条中「、第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「第三十八条（第五項及び第六項を除く。）、第三十九条」を削り、「第四十一条まで」の下に「（第三十八条第五項及び第六項並びに第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に、「第三十四条中」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第四百十条の三十二において準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中」に、「第一百八条第三項」を「第四百十条の二

中「第三十七条の二」とあるのは「第四百十条の三十二において準用する省令第三十七条の二」と、第八十条第三項及び第四項」に、「第五百二十二条」を「第一百一十一条中「第四百条」とあるのは「第四百十条の三十二において準用する省令第四百条」と、第五百二十二条」に改める。

第二百二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百五条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「（第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第一百五十五条において準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中」に、「第八十条第三項」を「第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第一百五十五条において準用する省令第三十七条の二」と、第八十条第三項及び第四項」に、「第五十二条中」を「第四十四条中「第一百八条」とあるのは「第一百五十五条において準用する省令第一百八条」と、第五百二十二条中」に改める。

第二百十四条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十四条第四項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百三十四条に次の一項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百三十八条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第三十七条」の下に「、第三十八条、第四十条」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第九十二条において準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中」に改め、「省令第三十七条」と」の下に「、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第九十二条において準用する省令第

三十七条の二」とを加え、「読み替える」を、「第百十一条中「第百四条」とあるのは「第百九十二条において準用する省令第百四条」と読み替える」に改める。

第二百四十六条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四十九条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「、第三十七条」の下に「、第三十八条、第四十条」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第百九十二条の十二において準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中」に改め、「省令第三十七条」との下に「、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第百九十二条の十二において準用する省令第三十七条の二」と」を、「の従業者」と」の下に「、第百十一条中「第百四条」とあるのは「第百九十二条の十二において準用する省令第百四条」と」を加える。

第二百五十三条第一項中「第二百六十一条第三項」を「省令第二百三条第三項」に改める。

第二百五十八条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百六十一条を次のように改める。

(衛生管理等)

第二百六十一条 衛生管理等に係る基準は、省令第二百三条に規定する基準の例によることとする。

第二百六十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百六十三条第二項第三号中「第二百六十一条第四項」を「省令第二百三条第四項」に改める。

第二百六十四条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に改め、「、品名」と」の下に「、第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第百五条において準用する省令第三十条の二」と」を加え、「第百八条第二項」を「第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第百五条において準用する省令第三十七条の二」と、第百八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」に改める。

第二百六十六条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「、第三

十八条（第五項及び第六項を除く。）、第三十九条」を削り、「第四十一条まで」の下に「（第三十八条第五項及び第六項を除く。）」を加え、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に、「第三十五条中」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十条の二」と、「第三十五条中」に、「第八十条第二項」を「第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十七条の二」と、「第八十条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」に改め、「前項」と」の下に「、第二百六十一条中「第二百三条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第二百三条」とを加える。

第二百七十七条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に、「第三十三条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」を「第三十二条の二中」「第三十条の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十条の二」と、「第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十三条」に、「第八十条第二項」を「第四十条の二中」「第三十七条の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十七条の二」と、「第八十条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」に改める。

第十四節 雑則

（電磁的記録等）

第二百七十七条の二 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。第三百三十一条の二、第三百八十四条の二、第四百三十八条の二、第四百三十八条の五十五及び第七百五条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十二条第一項（第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第一百三条、第一百五條、第一百三十五条、第一百四十六条、第一百六十九条（第八十二条において準用する場合を含む。）、第八十二条の三、第八十九条、第二百五条（第二百七条において準用する場合を含む。）、第二百三十八条、第二百四十九条、第二百六十四条、第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）及び第二百二十五条第一項（第二百四十九条において準用する場合を含む。）並びに次

項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。)によることができる。

第二百八十条に次の二項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第二百九十三条第六項中「行う会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。」を加える。

第二百九十八条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二百九十八条の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二百九十八条の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第三百五条中「第三百十一条」を「第三百十一条第一項」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第三百六条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三百六条に次の一項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三百六条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三百六条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十四条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三百九条を次のように改める。

（衛生管理等）

第三百九条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十七条に規定する基準の例によることとする。

第三百十一条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三百十七条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三百十七条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十五条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百二十一条に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たつては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要

な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三百二十八条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第三百三十一条中「第三百四条まで」の下に、「第三百六条の二」を、「省令第三十五条第三項」との下に、「第三百六条の二中「第二十四条の二」とあるのは「第四十九条において準用する省令第二十四条の二」と、第三百九条中「第二十七条」とあるのは「第四十九条において準用する省令第二十七条」とを、「省令第三十五条」との下に、「第三百七条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第四十九条において準用する省令第三十五条の二」とを加える。

第三章に次の一節を加える。

第六節 雑則

(電磁的記録等)

第三百三十一条の二 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（第二百八十六条第一項（第三百三十一条において準用する場合を含む。）及び第二百八十九条第一項（第三百三十一条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

第三百三十三条に次の二項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三百四十七条第六項中「行う会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第三百五十条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第三百五十条の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第三百五十条の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第三百五十九条中「第三百六十五条」を「第三百六十五条第一項」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三百六十条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三百六十条に次の一項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三百六十条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三百六十条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十六条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百六十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三百六十三条を次のように改める。

(衛生管理等)

第三百六十三条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十九条に規定する基準の例によることとする。

第三百六十五条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、

同項の規定による掲示に代えることができる。

第三百七十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三百七十条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十六条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百七十四条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三百八十一条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第三百八十四条中「第三百五十条」を「第三百五十条の三」に改め、「第三百五十八条まで」の下に、「第三百六十条の二」を、「省令第三十六条第三項」との下に、「第三百六十条の二中「第二十六条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十六条の二」と、第三百六十三条中「第二十九条」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十九条」とを、「省令第三十六条」との下に「第三百七十条の二中「第三十六条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十六条の二」と」を加える。

第四章に次の一節を加える。

第六節 雑則

(電磁的記録等)

第三百八十四条の二 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(第三百四十条第一項(第三百八十四条において準用する場合を含む。))及び第三百四十三条第一項(第三百八十四条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

第三百八十六条に次の二項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四百一条第六項中「行う会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第四百三条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第四百三条の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第四百三条の三 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第四百十一条中「第四百十七条」を「第四百十七条第一項」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百十二条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四百十二条に次の一項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

い。

第四百十二条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第四百十二条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十五条の二に規定する基準の例によることとする。

第四百十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第四百十五条を次のように改める。

(衛生管理等)

第四百十五条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十八条に規定する基準の例によることとする。

第四百十七条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四百二十二条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四百二十二条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十四条の二に規定する基準の例によることとする。

第四百二十六条に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四百三十五条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百三十八条中「第四百三条」を「第四百三条の三」に改め、「第四百十条まで」の下に「、第四百十二条の二」を、「省令第三十四条第三項」との下に「、第四百十二条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十五条の二」と、第四百十五条中「第二十八条」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十八条」とを、「省令第三十四条」との下に「、第四百二十二条の二中「第三十四条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十四条の二」とを加える。

第四百三十八条の二を第四百三十八条の二とし、第五章に次の一節を加える。

第六節 雑則

(電磁的記録等)

第四百三十八条の二 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(第三百九十四条第一項(第四百三十八条において準用する場合を含む。))及び第三百九十七条第一項(第四百三十八条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

第四百三十八条の三に次の二項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四百三十八条の六第一項第一号ロ(1)中「第四百三十八条の三十二」を「第四百三十八条の三十二第一項」に改め、同号ロ(2)中「第四百三十八条の三十二」を「第四百三十八条の三十二第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第四百三十八条の十七第六項中「行う会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第四百三十八条の二十の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第四百三十八条の二十の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第四百三十八条の二十の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所

者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第四百三十八条の二十九中「第四百三十八条の三十五」を「第四百三十八条の三十五第一項」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百三十八条の三十第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四百三十八条の三十に次の一項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四百三十八条の三十の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第四百三十八条の三十の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第三十条の二に規定する基準の例によることとする。

第四百三十八条の三十二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第四百三十八条の三十三を次のように改める。

（衛生管理等）

第四百三十八条の三十三 衛生管理等に係る基準は、省令第三十三条に規定する基準の例によることとする。

第四百三十八条の三十五に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四百三十八条の四十の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第四百三十八条の四十の二 虐待の防止に係る基準は、省令第四十条の二に規定する基準の例によることとする。

第四百三十八条の四十四に次の二項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四百三十八条の四十五第四項第一号ロ(1)中「第四百三十八条の三十二」を「第四百三十八条の三十二第一項」に改め、同号ロ(2)中「第四百三十八条の三十二」を「第四百三十八条の三十二第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第四百三十八条の五十一中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百三十八条の五十四中「第四百三十八条の二十まで」を「第四百三十八条の二十の三まで」に改め、「第四百三十八条の二十八まで」の下に「、第四百三十八条の三十の二」を、「第三款」との下に「、第四百三十八条の三十の二中「第三十条の二」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十条の二」と、第四百三十八条の三十三中「第三十三条」とあるのは「第五十四条において準用する省令第三十三条」とを、「省令第四十条」との下に「、第四百三十八条の四十の二中「第四十条の二」とあるのは「第五十四条において準用する省令第四十条の二」とを加える。

第五章の二に次の一節を加える。

第六節 雑則

(電磁的記録等)

第四百三十八条の五十五 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(第四百三十八条の十第一項(第四百三十八条の五十四において準用する場合を含む。))及び第四百三十八条の十三第一項(第四百三十八条の五十四において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

第四百四十一条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置

を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四百九十二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百九十二条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。

第四百九十二条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四百九十二条の二の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第四百九十二条の二の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第五十三条の二の二に規定する基準の例によることとする。

第四百九十二条の三を次のように改める。

（衛生管理等）

第四百九十二条の三 衛生管理等に係る基準は、省令第五十三条の三に規定する基準の例によることとする。

第四百九十二条の四に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四百九十二条の九の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提

供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第四百九十二条の十の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四百九十二条の十の二 虐待の防止に係る基準は、省令第五十三条の十の二に規定する基準の例によることとする。

第五百条中「第四百八十八条の十三」を「第四百八十八条の十三第一項」に、「第四百九十二条の四」を「第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の三中「第五十三条の三」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条の三」と、第四百九十二条の四第一項」に改め、「省令第五十三条の十」との下に、「第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条の十の二」と」を加える。

第五百十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百十条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五百十条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならぬ。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五百十二条中「第四百九十二条の二」を「第四百九十二条の二の二」に改め、「病歴」との下に、「第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第七十四条において準用する省令第五十三条の二の二」と」を加え、「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備

品等」と、第四百九十二条の四」を「第五十三条の三」とあるのは「第七十四条において準用する省令第五十三条の三」と、第四百九十二条の四第一項」に、「読み替える」を「、第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第七十四条において準用する省令第五十三条の十の二」と読み替える」に改める。

第五百二十条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百二十二条中「第四百九十二条の二」を「第四百九十二条の二の二」に、「及び第五百六条」を「、第五百六条及び第五百十条の二」に改め、「病歴」との下に「、第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第八十四条において準用する省令第五十三条の二の二」とを加え、「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第四百九十二条の四」を「第五十三条の三」とあるのは「第八十四条において準用する省令第五十三条の三」と、第四百九十二条の四第一項」に、「読み替える」を「、第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第八十四条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百十条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替える」に改める。

第五百二十四条第一号中「構成される会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第五百二十九条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百三十一条中「第四百九十二条の二」を「第四百九十二条の二の二」に、「及び第五百六条」を「、第五百六条及び第五百十条の二」に改め、「利用者」との下に「、第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第九十条において準用する省令第五十三条の二の二」とを加え、「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第四百九十二条の四」を「第五十三条の三」とあるのは「第九十三条において準用する省令第五十三条の三」と、第四百九十二条の四第一項」に、「読み替える」を「、第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第九十三条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百十条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替える」に改める。

第五百三十三条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第五百三十三条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第五百五十八条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項
第五百五十八条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五百五十八条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五百五十八条の四に次の一項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第五百五十九条を次のように改める。

(衛生管理等)

第五百五十九条 衛生管理等に係る基準は、省令第二百一十一条に規定する基準の例によることとする。

第五百六十一条中「第四百八十九条の三」の下に「、第四百九十二条の二の二」を加え、「第四百九十二条の四中」を「第四百九十二条の二の二中」「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百二十三条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の四第一項中」に、「読み替える」を「、第四百九十二条の十の二中」「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百二十三条において準用する省令第五十三条の十の二」と読み替える」に改める。

第五百七十六条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百七十八条の二を次のように改める。

(衛生管理等)

第五百七十八条の二 衛生管理等に係る基準は、省令第三百三十九条の二に規定する基準の例によることとする。

第五百八十一条中「第四百九十一条」の下に「、第四百九十二条の二の二」を、「第四百九十二条の十一まで」の下に「(第四百九十二条の九第二項を除く。)」を加え、「第四百九十二条の四中」「第四百九十二条」とあるのは「第五百七十六条」と、「」を「第四百九十二条の二の二中」「第五十三条の二の二」とあるのは「第四百九十二条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の四第一項中」に、「第四百九十二条の五」を「第四百九十二条」とあるのは「第五百七十六条」と、第四百九十二条の五」に、「第五百五十八条の二第三項」を「第四百九十二条の十の二中」「第五十三条の十の二」とあるのは「第四百九十二条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百五十八条の二第三項及び第四項」に改め

る。

第五百九十五条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百九十八条中「省令第三百三十六条」との下に、「第五百七十八条の二中「第三百九十九条の二」とあるのは「第三百五十九条において準用する省令第三百三十九条の二」とを加える。

第六百三条の三中「第四百九十一条」の下に、「第四百九十二条の二の二」を、「第四百九十二条の十一まで」の下に、「（第四百九十二条の九第二項を除く。）」を加え、「第四百九十二条の四中」を「第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第六十六条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の四第一項中」に、「第五百五十八条の二第三項」を「第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第六十六条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百五十八条の二第三項及び第四項」に、「第五百八十条第二項第二号」を「第五百七十八条の二中「第三十九条の二」とあるのは「第六十六条において準用する省令第三十九条の二」と、第五百八十条第二項第二号」に改める。

第六百十条中「第四百九十一条」の下に、「第四百九十二条の二の二」を加え、「から第四百九十二条の七まで、第四百九十二条の八（第五項及び第六項を除く。）、第四百九十二条の九」を削り、「第四百九十二条の十一まで」の下に「（第四百九十二条の八第五項及び第六項並びに第四百九十二条の九第二項を除く。）」を加え、「第四百八十八条の十三中」を「第四百八十八条の十三第一項中」に、「第四百九十二条の四中」を「第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の四第一項中」に、「第五百五十八条の二第三項」を「第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百五十八条の二第三項及び第四項」に改め、「静養室等」との下に、「第五百七十八条の二中「第三百九十九条の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三百三十九条の二」と」を加える。

第六百十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百二十条中「第四百九十一条」の下に、「第四百九十二条の二の二」を、「第四百九十二条の十一まで」の下に「（第四百九十二条の九第二項を除く。）」を加え、「第四百九十二条の四中」を「第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第九十五条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第

四百九十二条の四第一項中」に、「第五百五十八条の二第三項」を「第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第九十五条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百五十八条の二第三項及び第四項」に、「第五百七十一条中」を「第五百五十九条中「第二百一十一条」とあるのは「第九十五条において準用する省令第二百一十一条」と、第五百七十一条中」に改める。

第六百三十二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百五十一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百五十二条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。

第六百五十二条に次の一項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六百五十六条中「第四百九十一条まで」の下に、「第四百九十二条の二の二」を、「第四百九十二条の十一まで」の下に「（第四百九十二条の九第二項を除く。）」を加え、「第四百九十条及び第四百九十二条の四」を「第四百九十条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の四第一項」に改め、「同項中」を削り、「読み替える」を、「第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百七十八条の二中「第三百三十九条の二」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第三百三十九条の二」と読み替える」に改める。

第六百七十条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百七十三条中「第四百九十一条まで」の下に、「第四百九十二条の二の二」

を、「第四百九十二条の十一まで」の下に「(第四百九十二条の九第二項を除く。)」を加え、「第四百九十二条の四中」を「第四百九十二条の二の二中」「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百六十二条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の四第一項中」に改め、「省令第五十三条の十」との下に「、第四百九十二条の十の二中」「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百六十二条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百七十八条の二中「第三十九条の二」とあるのは「第二百六十二条において準用する省令第三百三十九条の二」とを加える。

第六百七十九条第一項中「第六百八十四条第三項」を「省令第二百七十三条第三項」に改める。

第六百八十一条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百八十四条を次のように改める。

(衛生管理等)

第六百八十四条 衛生管理等に係る基準は、省令第二百七十三条に規定する基準の例によることとする。

第六百八十五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第六百八十六条第二項第二号中「第六百八十四条第四項」を「省令第二百七十三条第四項」に改める。

第六百八十七条中「第四百九十一条」の下に「、第四百九十二条の二の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に、「第四百八十八条の十三」を「、第四百八十八条の十三第一項」に改め、「品名」との下に「、第四百九十二条の二の二中」「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百七十六条において準用する省令第五十三条の二の二」とを、「省令第五十三条の十」との下に「、第四百九十二条の十の二中」「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百七十六条において準用する省令第五十三条の十の二」とを、「サービス利用」との下に「、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第六百九十二条中「第四百九十一条」の下に「、第四百九十二条の二の二」を加え、「から第四百九十二条の七まで、第四百九十二条の八(第五項及び第六項を除く。)、第四百九十二条の九」を削り、「第四百九十二条の十一まで」の下に「(第

四百九十二条の八第五項及び第六項を除く。」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に、「第四百八十八条の十三中」を「第四百八十八条の十三第一項中」に、「第四百九十二条の五中」を「第四百九十二条の二の二中」「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の五中」に改め、「省令第五十三条の十」との下に「、第四百九十二条の十の二中」「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第五十三条の十の二」とを、「前項」との下に「、第六百八十四条中「第二百七十三条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第二百七十三条」とを加える。

第七百一条中「第四百九十一条」の下に「、第四百九十二条の二の二」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に改め、「利用者」との下に「、第四百九十二条の二の二中」「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百八十九条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の三中「第五十三条の三」とあるのは「第二百八十九条において準用する省令第五十三条の三」とを、「省令第五十三条の十」との下に「、第四百九十二条の十の二中」「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百八十九条において準用する省令第五十三条の十の二」とを、「サービス利用」との下に「、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第六章に次の一節を加える。

第十四節 雑則

(電磁的記録等)

第七百五条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(第四百八十八条の五第一項(第五百条、第五百十二条、第五百二十一条、第五百三十一条、第五百六十一条、第五百八十一条(第五百九十八条において準用する場合を含む。)、第六百三条の三、第六百十条、第六百二十条(第六百三十五条において準用する場合を含む。)、第六百五十六条、第六百七十三条、第六百八十七条、第六百九十二条及び第七百一条において準用する場合を含む。))及び第六百四十八条第一項(第六百七十三条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定

されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。